

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

平成28年9月1日
株式会社 アソシア

このたびの「平成28年台風第10号」により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。
弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

「継続契約の締結手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予措置を設けるなどの特別措置を実施いたします。

これらの措置の適用をご希望されるご契約者様は、下記の担当窓口までお問い合わせ下さい。

担当窓口 : 0120-953-827

受付時間 : 月～金 午前9時半～午後5時 但し、土・日・祝日・年末年始休業期間を除く

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
8月30日	【北海道】 帯広市（おびひろし） 空知郡南富良野町 （そらちぐんみなみふらのちょう） 河東郡音更町（かとうぐんおとふけちょう） 河東郡士幌町（かとうぐんしほろちょう） 河東郡上士幌町 （かとうぐんかみしほろちょう） 河東郡鹿追町（かとうぐんしかおいちょう） 上川郡新得町 （かみかわぐんしんとくちょう） 上川郡清水町（かみかわぐんしみずちょう） 河西郡芽室町（かさいぐんめむろちょう） 河西郡中札内村 （かさいぐんなかさつないむら） 河西郡更別村（かさいぐんさらべつむら） 広尾郡大樹町（ひろおぐんたいきちょう）	平成28年台風第10号により、 多数の者が生命 又は身体に危害 を受け、又は受けるおそれが生じ ており、継続的に救助を必要とし ている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第 4号適用

<p>上記の通り</p>	<p> 広尾郡広尾町（ひろおぐんひろおちょう） 中川郡幕別町 （なかがわぐんまくべつちょう） 中川郡池田町（なかがわぐんいけだちょう） 中川郡豊頃町 （なかがわぐんとよころちょう） 中川郡本別町 （なかがわぐんほんべつちょう） 足寄郡足寄町 （あしよろぐんあしよろちょう） 足寄郡陸別町 （あしよろぐんりくべつちょう） 十勝郡浦幌町（とかちぐんうらほろちょう） 【岩手県】 盛岡市（もりおかし） 宮古市（みやこし） 久慈市（くじし） 遠野市（とおのし） 釜石市（かまいしし） 上閉伊郡大槌町 （かみへいぐんおおつちちょう） 下閉伊郡岩泉町 （しもへいぐんいわいずみちょう） 下閉伊郡田野畑村 （しもへいぐんたのはたむら） 下閉伊郡普代村（しもへいぐんふだいむら） 九戸郡軽米町（くのへぐんかるまいまち） 九戸郡野田村（くのへぐんのだむら） 二戸郡一戸町（にのへぐんいちのへまち） </p>	<p>上記の通り</p>
--------------	--	--------------

以上